



進学のお金が不安なひとへ



令和7年4月入学予定者対象

東大阪市奨学生（入学準備金）募集要項



東大阪市が運営する、無利子の貸付金です。9月（終了）、12月（今回）に募集があります。
※入学準備金はあなた自身が「借りる」ものです。将来、自身で返還していく義務があります。

1. 制度の目的

この奨学資金制度は、経済的理由によって就学が困難な本市在住の方に対して、入学に際し必要となる費用（入学準備金）を貸与することにより、教育の機会均等を図ることを目的としています。

2. 出願の資格（すべて当てはまる人）

- (1) 東大阪市内に住所を有する者。
- (2) 対象となる高校等または大学等に、令和7年4月に入学予定の者。
- (3) 進学する希望を持ちながら、経済的理由により進学が困難と認められ、かつ、在学の学校長により推薦された者（既卒業者については除く）。

3. 入学準備金の貸与額・人数

入学予定の学校	貸与額	募集人数
大学等	500,000円	20人程度
高校等	250,000円	20人程度

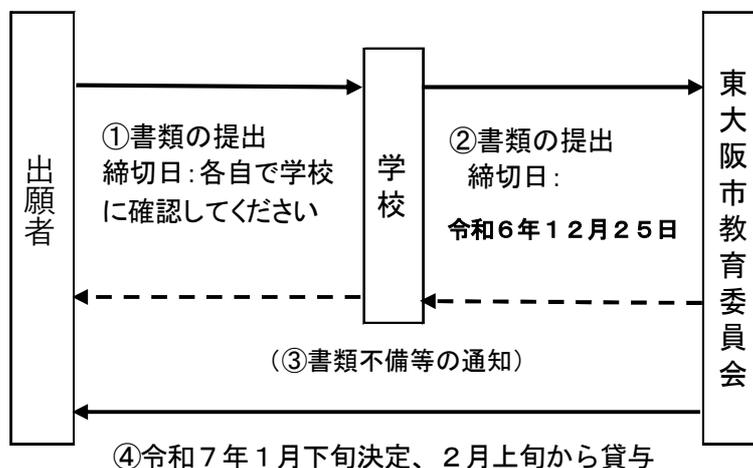
※秋募集で貸与を受けた人が二重で貸与を受けることはできません。

※対象の学校種別については、4ページ目に詳しく掲載しています。

4. 募集期間 令和6年12月2日（月）～12月25日（水）必着

※学校から教育委員会へ書類を提出する期限です。学校の締切日はそれぞれで確認してください。

5. 申込みから決定までの流れ



6. 選考について

生計維持者の令和5年中の所得の状況が基準額以内の者のうち、所得の低い者から順に採用します。同順位になった場合、税法上の扶養や過去の所得状況等を加味します。

なお、所得基準を満たしていても、応募人数が募集人数より多い場合には、採用とならないことがあります。

〈所得基準〉

令和5年中の所得の状況で審査します。生計維持者が複数いる場合は、合算して審査します。世帯状況等で基準額は変わります。参考として4人世帯で給与収入1250万円程度です。

〈特別事情〉

所得基準を超えている場合も、特別事情のある場合は考慮しますので応募してください。特別事情で考慮する要件は次の通りです。その他の事情は学事課へご相談ください。

- ・ 家族に手帳を持つ障害者がいる（手帳の等級によって基準を緩和します）
- ・ 生計維持者の収入を見込むことが長期的にできない事情がある
- ・ 令和6年4月以降に災した

7. 提出書類

下記の書類を、在学する学校の奨学金担当者（または担任の先生）へ提出してください。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| ① 奨学生願書 | : 入学準備金が必要な事情等を出願者本人が記入してください。 |
| ② 奨学生推薦調書 | : 在籍している学校へ作成をお願いしてください。 |
| ③ その他 | : 該当するものだけ提出 |

(1) 令和6年1月1日現在、東大阪市に住民票がない生計維持者の書類

ア～ウの、いずれかの書類。

ア: 令和6年度市町村民税・都道府県民税（住民税）特別徴収税額の通知書

イ: 令和6年度住民税納税通知書（課税総所得金額が記載されているページ）

ウ: 令和6年度住民税課税証明書

（令和6年1月1日現在居住の市町村で交付を受けてください）

※源泉徴収票・確定申告書・非課税通知書・納税証明書は受理できません。

(2) 家族に手帳をもつ障害者がいる場合

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等の写し

(3) 生計維持者の収入を見込むことが長期的にできない場合

失業の場合「雇用保険受給資格者証」の写し（両面）等

(4) 令和6年1月以降に、火災、風水害等の被害を受けた場合

「り（罹）災証明書」（消防局、市町村で交付を受けてください。）

* 在学する学校以外で募集要項を入手された方は、募集要項の写しも学校担当者の方へお渡しください。

〈秋募集に出願済みの方〉

秋募集の願書の「冬募集の併願」欄に記入済みの場合、手続きの必要はありません。それ以外の方は、再出願書類の提出が必要となります。必要な方は学事課までご連絡ください。

【注意】

奨学生として決定されると、「借用証書」「連帯保証人の印鑑証明書」の提出が必要になります。「借用証書」には連帯保証人1名、保証人1名が必要です。連帯保証人は親権者のうち主たる生計維持者、保証人は成人に達した独立生計（別世帯）の者としてください。立てられない場合は貸与ができませんので事前にご準備をお願いします。

8. 結果の通知

採否決定の時期は、1月下旬以降の予定です。

出願者及び学校長に郵送で通知します。本採用者の辞退等があった場合、選考順位に応じて順次繰り上げ採用します。

9. 入学準備金の貸与手続き

- (1) 採用通知に、提出書類の案内を同封します。次の書類の提出を求めます。
 - ・「入学準備金借用証書」（連帯保証人と保証人の連署必須）
 - ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」
 - ・「口座振替依頼書」 ・「合格通知書」の写し
- (2) 必要書類を採用通知で指定する期日までに学事課へ提出してください。
借入人である出願者本人と連帯保証人の2名で、学事課窓口にお越し頂き、関係書類を提出することを貸与の条件とします。(保証人の同行は必要ありません)
- (3) 2月上旬以降、書類の提出があった人へ振り込みます。

※「連帯保証人」：借入人と同一地位で返済を請求されます。

親権者のうち主たる生計維持者でお願いします。

※「保証人」：借入人、連帯保証人に次いで、返済を請求される人です。

独立して家計を営む者で成年に達している方にお願ひしてください。

※連帯保証人・保証人の設定がなければ貸与は受けられません。

どうしても人的保証が難しい場合は、保証会社等による保証でも可能な場合があります。保証会社等をお探しいただき、事前に学事課までご相談ください。

10. 入学準備金の返還

入学準備金は貸付金であり、**奨学生（本人）が返す必要があります。**返還金は奨学資金となって、後輩たちに貸与されます。奨学資金制度を続けていくためにも、きちんと返還してください。

- (1) 返還時期
借りた翌年度から返還が始まります。
在学中は返還を猶予することができますので、毎年学生証の写しと猶予申請書を提出してください。退学した場合には、退学した翌年度から返還が始まります。
- (2) 入学準備金の返還額、返還年数
10年間で返還してください。繰り上げて返還することも可能です。

種別	借入額	1年間に返す額	年数
大学等	500,000円	50,000円	10年間
高校等	250,000円	25,000円	10年間

- (3) 延滞利息
入学準備金は無利子ですが、返還を怠ったときは、**年利7.25%の延滞利息を課します。**
また、債権回収業者への委託や法的措置をとる場合があります。

11. 奨学生の義務

奨学生（本人）、連帯保証人及び保証人の住所・電話番号・氏名・その他の重要事項に変更があったときは、すみやかに教育委員会学事課まで届け出てください。

12. 個人情報の利用目的等

個人情報は、採用審査、貸与及び返還事務等の奨学資金事業のために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

返還開始後に奨学生（本人）、連帯保証人、保証人に対して郵便物が届かない等の事情が生じた場合、東大阪市教育委員会から居住市区町村へ調査をさせていただく場合があります。

《参考：学校種別の条例抜粋》

第2条 入学準備金の貸与額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部（専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（専攻科を除く。）及び専修学校の高等課程（以下「高校等」という。）に入学する者 250,000円
- (2) 法に規定する大学（専攻科及び別科並びに大学院を除く。）及び専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に入学する者 500,000円

《奨学金事務ご担当者様へ（学校長の手続きについて）》

学校長は、出願者が本市入学準備金制度の適格者であると認めたときは、「奨学生推薦調書」を作成し、「7. 提出書類」と共に、東大阪市教育委員会学事課あてに、令和6年12月25日必着で提出してください。

●問い合わせ先●

東大阪市教育委員会 学校教育部 学事課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（東大阪市役所17階）

TEL 06-4309-3272（直通）

FAX 06-4309-3838

